

議案第 28 号

栗山町課設置条例の一部を改正する条例

栗山町課設置条例（平成 13 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条若者定住推進室の項に次の 1 号を加える。

(3) 移住促進に関すること。

第 2 条ブランド推進課の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。